

臨海部国際戦略本部債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、臨海部国際戦略本部が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「本部所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、臨海部国際戦略本部債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること
- (2) 本部所管債権の収入状況の把握に関すること
- (3) 本部所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること
- (4) その他必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 本部長
- (2) 副部会長 事業推進部長
- (3) 部会員 成長戦略推進部長
拠点整備推進部長
戦略拠点推進室長
事業推進部担当課長

(部会)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が職務を代理する。
- 3 部会は、構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 部会長が必要と認める場合にあつては、部会は、前項の規定にかかわらず書面により議決することができる。
- 5 部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。ただし、前項の規定に基づく議事は、構成員全員の決裁をもって決する。

(関係職員の出席)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、事業推進部が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。